

各道府県総務部長 殿
（税務担当課・市町村税担当課扱い）
東京都総務・主税局長 殿
（市町村課・固定資産評価課扱い）

総務省自治税務局資産評価室長
（ 公 印 省 略 ）

固定資産評価基準の一部改正について（通知）

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）の一部が、令和5年11月15日付け総務省告示第385号（令和5年11月15日付け官報号外第239号に掲載）により改正され、令和6年度分の固定資産税から適用することとされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨ご連絡をお願いします。

記

I 土地関係

- 1 地価下落地域における土地の評価額の修正について（第1章第12節二関係）
全国的に地価は回復傾向にあるものの、地価が下落している地点も多く認められることから、地価下落をできる限り反映させるため、令和6年度評価替えの価格調査基準日である令和5年1月1日から令和5年7月1日までの半年間の地価の下落状況を評価額に反映することができる措置を引き続き講じたこと。
- 2 指定市町村の変更について（別表第7の2関係）
各都道府県の意見を参考に、利用条件等が標準的かどうか等につき検討した結果、山林の指定市町村の一部を指定替えする措置を講じたこと。

II 家屋関係

- 1 再建築費評点補正率の改正について（第2章第4節二関係）
令和4年7月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した

工事原価に相当する費用の令和元年7月現在の当該費用に対する割合を基礎として、木造家屋1.11、非木造家屋1.07と定めたこと。

2 木造家屋経年減点補正率基準表の改正について（別表第9関係）

木造家屋の経年減点補正率基準表は延べ床面積1.0㎡当たりの再建築費評点数により適用区分を設定しているため、当該区分の再建築費評点数に改正後の再建築費評点補正率（1.11）を乗じて、工事原価の変動を反映させることにより、原則として在来分家屋に従前どおりの経年減点補正率基準表の区分を適用できるように改正したこと。

3 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分の改正について（別表第9の2関係）

積雪地域又は寒冷地域における級地の区分のうち、積雪地域における級地の区分について、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）を基礎として改正したこと。

4 評点一点当たりの価額の決定方法に係る経過措置の延長について（第2章第4節三関係）

評点一点当たりの価額の決定方法に係る経過措置を令和8年度まで延長したこと。

5 木造家屋に係る物価水準による補正率の改正について（第2章第4節三1（1）関係）

東京都（特別区の区域）との物価水準の格差を反映したものとするため、指定市のうち青森市、秋田市及び山形市の補正率を0.95に改正したこと。

6 価額の据置措置等に係る経過措置の延長について（第2章第4節四～七関係）

価額の据置措置及び不均衡是正に係る経過措置を令和8年度まで延長したこと。